

# 西条市地域防災計画 令和5年度修正概要

## 【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編】

### 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市長が会長を務める西条市防災会議において作成が義務付けられており、西条市の地域に係る国の機関、県の機関及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 2 計画修正の背景

国の防災基本計画や愛媛県地域防災計画の修正に伴い、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等の大規模災害への防災対策をより一層充実・強化するため、西条市地域防災計画を修正するものである。

### 3 修正の主な内容

#### 【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編】

- (1) 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正
  - ア 盛土による災害の防止に向けた対応
  - イ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- (2) 関連法令の改正や最近の施策の進展等を踏まえた修正
  - ア 津波対策の推進（地域特性に応じた避難路等の整備の推進等）
  - イ 避難所における食物アレルギーへの配慮
  - ウ 線状降水帯に関する情報の追加
  - エ 自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
- (3) 西条市防災対策の反映
  - ア 災害対策本部等におけるチーム制の導入
  - イ 個別避難計画の作成目標や作成の進め方等を追加
- (4) その他
  - ア 語句・数値等の時点修正